自動車リサイクル法
変更(廃業)届出
マニュアル
(引取業)

松山市環境部
廃棄物対策課

令和7年12月

引取業の変更等届出について

1.届出書の提出先

〒790－8571　松山市二番町4丁目7番地2　別館4階　松山市廃棄物対策課
TEL:089－948－6914　FAX:089－934－1928

2.届出書の提出部数

1部
※届出書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3.提出期限

変更があった日又は事業の全部を廃止した日から30日以内に、届出書と必要書類を提出してください。

4.届出に当たって

窓口で申請書を提出する場合、**押印は不要**ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。（申請者の押印がある場合は、窓口に来る方の本人確認は行いません。）（詳細は、**別紙「押印の廃止について（お知らせ）」**を確認してください。）

(1)有効な許可証等の原本

(2) 窓口に来る方が会社等の従業員である場合、**①運転免許証等**及び**②資格確認書・資格情報のお知らせ**（雇用主（申請者）の名前が記載されているもの）の2点。
会社等の代表者・個人事業主本人の場合は①のみで可。

※上記書類等で本人確認できない場合は、松山市から事業所へ電話し確認を行う場合があります。

5.その他

- 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。

＜公的書類の取得先＞

・住　民　票　の　写　し：市役所・町村役場等
・登記されていないことの証明書：法務局(支局及び出張所を除く。)
・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)：法務局

引取業者変更(廃業)届出の必要書類

※以下の表の区分に従って届出書と必要書類を提出してください。

<table>
<tr><th>変更事項および必要書類</th><th>必要書類の説明</th></tr>
<tr><td>＜氏名、商号、住所、代表者の変更＞
【個人の場合】
・氏名変更：①②③を提出
・住所変更：①②③を提出

【法人の場合】
・商号変更：①②④を提出
・住所変更：①②④を提出
・代表者変更：①②④を提出

※代表者が既存の役員からの選出では無く、役員としても新規就任した場合は、代表者変更の書類に合わせて役員変更に係る書類の提出も必要になります。</td><td rowspan="2">① 引取業者変更届出書

② 欠格条項不該当誓約書

③ 住民票の写し
(本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)

④ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※氏名、名称、住所については、住民票の写し(商業登記簿)どおりに正確に記載してください。

※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の手続きが完了したものを添付してください。</td></tr>
<tr><td>＜事業所に関する変更＞
【個人・法人】
・事業所の名称変更：①②を提出
・事業所の所在地変更：①②を提出
・事業所の追加：①②を提出
・事業所の廃止：①②を提出</td></tr>
<tr><td>＜法定代理人の氏名、住所の変更＞
【申請者が未成年の場合】
・法定代理人の氏名変更：①②③を提出
・法定代理人の住所変更：①②③を提出</td><td rowspan="2">① 引取業者変更届出書
② 欠格条項不該当誓約書
③ 法定代理人の住民票の写し
(本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)
④ 追加役員の住民票の写し
(本籍地記載(マイナンバーは不記載)のもの)
⑤ 追加役員の登記されていないことの証明書
⑥ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
⑦ 新旧対照表
(人数が多く書き切れない場合のみ)

※住民票の写しや商業登記簿謄本等の公的書類は届出日から3ヶ月以内に取得したもので、変更の手続きが完了したものを添付してください。

※登記されていないことの証明書を取得できない(成年被後見人、被保佐人等に該当する)場合は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、医師の診断書等が必要となりますので、申請前にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>＜役員の変更＞
【法人の場合】
・役員の就任(追加)：①②④⑤⑥(⑦)を提出
・役員の辞任(減員)：①②⑥(⑦)を提出</td></tr>
</table>

変更事項および添付書類	必要書類および留意事項
＜使用済自動車のエアコンにフロン類が含まれているかどうかの確認体制の変更＞ 【個人・法人】 ・①②「③または④」を提出 （例）新規（更新）申請時に松山市に届出した有資格者等が退職等した場合に提出	① 引取業者変更届出書 ② 欠格条項不該当誓約書 ③ 確認方法を記載した書類 ④ 自動車のエアコンに関してフロン類の有無を確認できる者がいることを示す書類 （資格証の写し） ・自動車整備士 ・中古自動車査定士 ・業界団体等が行う講習の受講終了証　等
＜事業の全部廃止＞ 【個人の場合】 ・死亡した場合：①②を提出 ・自主的に辞める場合：①②を提出 【法人の場合】 ・消滅した場合：①②を提出 ・解散した場合：①②を提出 ・自主的に辞める場合：①②を提出	① 引取業廃業等届出書 ② 引取業登録通知書の原本 ※廃業届の届出義務者 ・死　　亡：相続人 ・合併により消滅：法人の元代表者 ・破産により解散：破産管財人 ・合併、破産以外で解散：清算人 ・自主的に廃業：本人または法人の代表者

＜注意＞

・住民票の写し等の公的書類のコピーを提出する場合、原本認証の申立書を提出してください。

・上記書類だけで審査できない場合は、別途確認書類の提出を求める場合があります。

・役員の住民票の写しは「役員一覧」をもって代えることが出来ます。